

令和6年度予算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

消費税率が5%から10%へと上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収(市町村においては地方消費税交付金)は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 7,046 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 135,343 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	33,731	23,813	0	0	887	9,031
	高齢者福祉事業	9,134	204	0	751	731	7,448
	児童福祉事業	9,961	5,544	400	390	324	3,303
	小計	52,826	29,561	400	1,141	1,942	19,782
社会保険	国民健康保険事業	7,880	4,166	0	0	332	3,382
	後期高齢者医療事業	22,984	3,336	0	0	1,757	17,891
	介護保険事業	24,936	1,833	0	0	2,066	21,037
	小計	55,800	9,335	0	0	4,155	42,310
保健衛生	保健事業	22,728	0	10,100	5,135	670	6,823
	予防事業	2,961	14	0	13	262	2,672
	健康増進事業	542	360	0	0	16	166
	高齢者保健事業費	486	0	0	474	1	11
	小計	26,717	374	10,100	5,622	949	9,672
合計	135,343	39,270	10,500	6,763	7,046	71,764	

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。